


私がPEを取得した2002年の時点では、受験時にPEからの推薦状（reference）をもらい、各州の試験を受ける（日本ではOregon州が試験を開催していた）というシステムでした。ところが現在はNCEESがJPECを窓口にして日本で試験を開催し、試験合格後に各州登録をする、そのときに推薦状をもらうというシステムになっています。従って、PE受験もさることながら、PE登録が受験者の大きなハードルと言えるでしょう。そして受験者や登録予定者は学習や手続きを進める中で不明点が生じるとまずJPECに相談するケースが多いようですが、JPECのほうでは試験を公正に実施する観点や要員不足の観点から、相談者の要望に十分応え切れていないのが現状です。

そこで、JSPEとしてPE受験やPE登録を目指している仲間に向けてのアドバイスがうまくできるような仕組みを検討し、現在、以下のような体制を構築しました。すなわち、PE登録に関する相談、およびPE受験に関する相談でJPECが対応できないものについては、JSPEが相談にのる。窓口はwebmaster@jspe.orgで受け付ける。ここで内容によっては、JSPE事務局で答えられないものもあるので、その場合PEN会員/PE会員からの情報を活用させていただく。会員からの情報を活用させていただくために、最近のPE合格者およびPE登録者の中で、何名かの方にアドバイザーになっていただくようお願いしました。PE受験やPE登録を目指す人はぜひこの仕組みを活用していただきたいと思います。次に、最近のPE登録に関する質問の中に多いテーマについていくつか紹介します。これからPE登録をされる方へのアドバイスになることと思います。また、このように皆様の質問内容から今の登録における課題も見えてきます。

1) 登録フォームについて

PE登録には2種類あります。まだどの州にも登録していない人の初めての登録（1st registration）と既にどこかの州に登録しているPEが別の州に登録するケース（comity registration）です。日本人の場合、一般には前者に該当しますが、州のホームページでは後者を一般的に想定している場合が多いようで、このへんが勘違い・行き違いの原因になっているようです。オレゴン州の例を少し詳しく説明します。

オレゴンのホームページ <http://osbeels.org/registration.htm> に“PE by examination” “PE by comity”の2種類の申請書類がアップされていますが、日本で受験したPE合格者がPE登録を申請するフォームはこのいずれでもなく、Oregon州としてはAnother Jurisdiction扱いとなるので下記のPE登録フォームに記入する必要があります。

 <p>Oregon BOARD OF EXAMINERS FOR ENGINEERING & LAND SURVEYING</p>	<p>Professional Engineers</p> <p>Registration Based on Examination by Another Jurisdiction</p> <p>Instructions Page 1 of 4</p>
	<p>670 Hawthorne Avenue, SE Suite 220 Salem, OR 97301</p>

Professional Engineers (PE)
Instructions for Filling Out the Application for Registration Based on
Examination by Another Jurisdiction or NCEES & Related Forms

この件に関するosbeels の窓口とregistration 担当は現在以下のように2 名とされています。

http://www.oregon.gov/OSBEELS/dir_of_services.shtml

BryanM@osbeels.org または CarmackJ@osbeels.org

PE 登録フォームは以下の構成になっています。この2,3 を申請者 (PEN) が記入してOsbeels に提出します。尚、ワシントン州ではそもそも1st registration 専用のフォームがなく、comity のフォームをそのまま使うようです。

1. Instructions for Filling Out the Application for Registration Based on Examination by Another Jurisdiction & Related Forms (1ページから4ページ)
2. Registration Based Upon Examination by Another Jurisdiction (5ページから10ページ)
3. Experience detail(11ページ)
4. Reference Forms (12ページから16ページ)
5. Verification Details (17ページから20ページ)

2) PE 合格証について

日本のPE 試験はJPEC が開催しますが、試験を実施している主体はNCEES です。合格証の発行はNCEESになります。受験者はJPEC が発行してくれると考えがちなので注意が必要です。PE 登録のために必要になる合格証はNCEES が保管しているので、NCEES に頼んで、登録予定の州へ送ってもらうことが必要になります。

3) 大学資格証 (ABET 適合認証) について

州登録のためには、卒業した日本の大学がABET 適合であることを示す証明が必要になります。ABET 適合を評価する機関は複数あり、従来は、「ECE」による評価で比較的簡単にABET 適合認証が得られました。ところが、現在は多くの州で評価機関をNCEES Credentials Evaluations (旧「CPEES」、以下CPEES を使用) に統合する動きがあるようです。以前はECE による認証も可能だったオレゴン州も現在はCPEES のみを指定しています。州ごとに指定している評価機関の一覧は以下のホームページで見ることができます。

https://commerce.ncees.org/surveyor/results/index.php?survey_id=1003§ion_id=5&question_id=36

CPEES による認証の場合、コース内容 (いわゆるシラバス) の英語による説明を求められ、しかも大学がこれを正式な証明として認めることが必要であり、かなり大変と考えられます。この「CPEES」による評価を得るのが現在大きなハードルになってきています。ただ、州によっては業務経験が長いとABET 認証をあまりとやかく言わないようなケースもあり、ABET 適合認証なしで登録された例も過去には多くあります。このような認証免除が今後も可能なのか、あるいは今後はこのようなケースは例外となってくるのか、状況をウォッチする必要がありそうです。

ECE : Education Credential Evaluators Inc. <http://www.ece.org/>

(ミルウォーキーにある民間機関)

CPEES : Center for Professional Engineering Education Services

この名称もまだ通じるが現在名称変更し、以下の組織になっている

NCEES Credentials Evaluations : <http://www.ncees.org/credentialsevaluations/>

(NCEES の附属機関)

以上のようにJSPE ではPE 受験者やPE 登録者をサポートする情報を順次公開していきます。会員の方でも有用な情報をお持ちの方はぜひ情報をお寄せいただき、お互いに協力して課題を解決していきましょう。